

### 今回のテーマ： 民法（相続法等）の改正

民法（相続法）について約40年ぶりに下記の大きな見直しがありました。この改正は我が国の平均寿命延長、少子高齢化の進展など社会情勢の変化を反映したものとなっています。

項目	現行制度	改正内容	適用時期
自筆証書遺言の見直し	全文自書作成	パソコン等で作成した目録、銀行通帳コピー等を添付できる	2019年1月13日以後作成分
預貯金仮払い等の制度新設	遺産分割終了時まで相続人単独で預貯金の払戻し不可	葬儀費用支払い等の資金需要に対応するため遺産分割前に一部払戻が可能	2019年7月1日以後の相続遺贈
配偶者に居住用不動産を贈与等した場合	贈与等の場合、遺産先渡しとなり、特別受益を受けたものとされる	婚姻期間20年以上である者が、居住用建物等を配偶者に贈与等した場合、特別受益を受けたものとされない	
相続開始後の財産処分	一部の相続人等が相続財産を毀損、滅失、処分させた場合など遺産分割時には存在しない財産は遺産分割の対象にならない	遺産分割前に財産処分がされた場合、当該財産を遺産分割の対象とする	
相続人以外の者による特別の寄与	相続人以外が被相続人に無償介護等をした場合でも、相続財産を受取れない	一定の要件で、相続人に対して金銭の支払いを請求することができる	
遺留分減殺請求の金銭債権化	遺留分減殺請求により物権的な効果生じ、財産は共有になる	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺留分減殺請求権は金銭債権として取扱う</li> <li>受遺者等は、裁判所に金銭債務の支払いの期限を申請することができる</li> </ul>	
配偶者短期居住権	配偶者が相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合、使用賃借契約が成立していたものと推認され、居住権が保護されない	相続開始時に被相続人の居住建物に無償で住んでいた場合、相続開始後6か月間は無償で使用することができる	2020年4月1日以後の相続遺贈
配偶者居住権	配偶者の居住権は優先されない	配偶者の居住権を他の相続財産より優先して相続できる	

### お見逃しなく！

- ・法務局における自筆証書遺言の保管制度が新設されました。
- ・配偶者居住権は相続税法上、評価対象となりますが、配偶者短期居住権は評価対象とされません。